

問

・過去の地区毎の事業説明会において、国の方が「1期区間において、各地区ごと（長和、山北、地頭分の各地区）が承諾しないと事業には入らない」と言っていたが、現在は用地買収まで話が出ているが、その相違についての見解を伺いたい。

答

今回の幹線道路網整備など大規模な事業においては、関係地域も広く関係者も多数となることから、地区ごとの地域特性や進捗状況等に応じた柔軟な対応が必要と考えています。このため、地区ごとの進捗状況に応じて、事業説明・設計協議・用地説明・工事説明などの説明や協議の場を設定し、関係者の理解を得る中で事業を進めているところです。

事業の進め方については、一般的な手順を事業説明会等で配付していますが、地区の状況や事業の効率性等から、順序が前後したり併行する場合があります。次の段階に進むにあたっては、各地域の関係役員の皆様と協議・調整する中で、地域・地区の進捗状況に応じた各種説明会の開催等によって、協議の調った地区から用地事務に入っているものです。

問

・赤坂BPが供用したことで騒音で困って、その後、対策を行って、環境基準をクリアしていると聞いている。道路が出来て、環境基準がクリアすれば良いものではないがその見解を伺いたい。

答

環境基準は「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」として定められており、「備後地域公害防止計画」（平成17年3月広島県・岡山県）においては、道路交通騒音に係る対策は、騒音に係る環境基準を達成することを目標としています。